

西貝塚環境センター  
基幹的設備改良・整備運営事業

募集要項等に関する質問への回答

令和4年6月1日

上尾市

■募集要項に関する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
1	4	Ⅱ	6	(6) 2)	⑥関連業務, 表3,項目⑧そ の他施設	表中に事業対象施設名称として,「環境センター,リサイクル品展示室(管理棟横)」、「余熱供給配管(敷地内トラックスケール近傍のバルブ及びフランジまで)」、「搬入路(市道40014号線街路樹及び植栽,雨水管路)」、「たちばな荘跡地公園(市道40014号線南側)」の記載ありますが,業務内容について実績のご教示をお願いいたします。	閲覧資料として提示します。
2	4	Ⅱ	6	(6) 2)	⑥関連業務, 表3,項目⑧そ の他施設	車庫(蛍光管他保管場所含む)での業務内容について実績のご教示をお願いいたします。	閲覧資料として提示します。
3	5	Ⅱ	6	(7) 3)	②場外余熱利用施設への高温水供給	「なお,余熱供給配管の維持管理については,ごみ焼却処理施設から敷地内トラックスケール近傍のバルブ及びフランジまで」と記載ありますが,これに係る図面等は施設に完備されていると考えてよろしいでしょうか。	トラックスケール近傍のバルブ及びフランジ周辺の図面のみ閲覧資料として提示します。
4	5	Ⅱ	6	(7) 3)	③本施設で発生する主灰,飛灰処理物の取扱い	「本施設において発生する主灰,飛灰処理等は,積込作業までを本事業範囲とする。」と記載がありますが,外部搬出依頼等は現在も市殿にてご対応いただいていることから,この内容を踏襲して,引き続きご対応頂くとの考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
5	27	VI	4	(3) 1)	改定の計算方法	<p>「※改定が行われるまでは、令和4年10月～令和5年9月の当該指数の平均値」と記載ありますが、「改定時の指数」と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>令和6年度向けの物価改定の「改定時の指数」は「令和4年10月～令和5年9月」となり、改定ができないため、「前回改定時の指数」は更に1年前の年間平均または入札する年月の指標（令和4年8月）と考えられます。</p>	<p>令和6年度向けの物価改定時に基準となる「改定時の指数」については、「令和3年10月～令和4年9月」の1年間の指数の平均値とします。</p> <p>募集要項を修正します。</p>
6	-	-	-	-	-	<p>本業務のリスク分担については【令和4年2月8日発行（令和4年2月10日修正版）実施方針、別紙2 リスク分担表(案)】及びこれに関する質問回答内容が適用されるとの考えでよろしいでしょうか。</p>	<p>令和4年2月7日公表の実施方針及び実施方針の質問回答は、募集要項等を構成しません。</p> <p>実施方針のリスク分担を踏まえた特定事業契約書については、6月20日に公表する予定です。</p>
7	-	-	-	-	-	<p>「不可抗力リスク」について【令和4年2月8日発行（令和4年2月10日修正版）実施方針、別紙2 リスク分担表(案)】にて「一定金額以下は事業者負担」とありましたが、「一定金額」の定義をご教示願います。</p>	<p>詳細については、6月20日に公表予定の「特定事業契約書」にて示します。</p>

■要求水準書(管理運営編)に関する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見	回答
1	1-11	第1章	第4節	7.	処理対象廃棄物	ごみ種ごとの年間・月間の搬入量や一日の平均および最大搬入量、搬入車両種ごとの年間台数及び一日の平均および最大台数のご教示をお願いいたします。	閲覧資料「トラックスケール日報・月報・年報」をご参照ください。
2	1-18	第1章	第5節	15.	災害発生時の協力	「災害その他不測の事態により、計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生するなどの状況に対して、その処理を市が実施しようとする場合、事業者その処理処分に協力すること。」と記載ありますが、他所から作業員を増員し対応する費用は、変動費とは別途協議いただけると考えてよろしいでしょうか。	「他所から作業員を増員し対応する」ことが必要と認められ、かつ、事業者の提案でない場合に限り、ご理解のとおりです。
3	1-22	第1章	第6節	4.1)	記載事項の補足等	「本要求水準の記載事項については、本要求水準書を上回って実施することを妨げるものでない。明記されていない事項であっても、施設を管理運営するために当然必要と思われるものについては、全て事業者の責任において補足・完備させなければならない。」と記載ありますが、要求水準書に明記されていない業務内容が追加発生する場合、業務遂行のため増員し対応する費用については、別途協議いただけると考えてよろしいでしょうか。	同頁「5. 契約金額の変更」のとおりです。
4	3-1	第3章		1.	受付管理業務	「事業者は、本要求水準書、提案書等を遵守し、適切な受付管理業務を行うこと。」と記載ありますが、持ち込みごみに関する一般市民からの電話での問合せは、市殿が対応されると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見	回答
5	3-1	第3章		2. 1)	受付管理	「事業者は、廃棄物を搬入・搬出する車両を計量棟において記録・確認し、管理を行わなければならない。」と記載ありますが、搬入者の方の受付情報の記録内容（名前、住所、電話番号、ごみ種など）及び個人情報を含む受付情報の管理方法のご教示をお願いいたします。	搬入時の搬入申請書に記載される記録内容は名前、住所、電話番号、車両ナンバー、ごみ種となります。搬入申請書は市で管理しますので、1日分の受付終了後、市に提出してください。
6	3-1	第3章		2. 2)	受付管理	「受入基準は、原則として毎年度、市が定めるものとする。」と記載ありますが、本事業活動に直接関係する法令等の新設・変更等により、受入基準の変更がある場合、業務遂行のため増員し対応する費用については、別途協議いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	「業務遂行のため増員」が必要と認められ、かつ、事業者の提案内容でない場合に限り、ご理解のとおりです。
7	3-1	第3章		5. 1)	処理手数料の徴収	徴収する処理手数料の受け渡しにて発生する釣銭等については市殿が手配いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	3-1	第3章		5. 1)	処理手数料の徴収	「徴収方法は市が定める方法で行うこと。」と記載ありますが、現段階で想定されている徴収方法をご教示ください。	自動料金徴収機での徴収となります。なお、自動料金徴収機のトラブル対応も本業務に含みます。
9	3-1	第3章		5. 2)	処理手数料の徴収	「事業者は、徴収した処理手数料を、契約書に定める方法によって、市へ納付すること。」と記載ありますが、現段階で想定されている納付方法と取扱い金額の日最大金額をご教示ください。 例：1日の受付終了時に市殿へ納付 1週間分を事業者で保管し納付 等	前段について、1日分の受付終了後、現金で市へ引渡し。後段、取扱い金額の日最大金額については閲覧資料「トラックスケール日報」をご参照ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見	回答
10	3-1	第3章		6.1)	受付時間	<p>「市が定める受付時間において、計量棟にて受付業務を行うこと。」と記載ありますが、ここに記載する受付時間とは現時間と同様との理解でよろしいでしょうか。</p> <p>受付時間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平日（月曜日から金曜日）、午前8時45分から11時30分、午後1時から4時15分</li> <li>・祝日にあたる場合、午前8時45分から11時30分</li> <li>・土日は休所</li> </ul>	<p>ご理解のとおりです。ただし、祝日の午後については一般車両のごみの受入れは行いませんが、定期収集、公共収集、許可業者、搬出車両、動物搬入の受付は午後4時15分まで行います。</p>
11	3-1	第3章		6.2)	受付時間	<p>「土曜日、日曜日、年末年始、平日夜間等、前項の受付時間外についても、市が事前に指示する場合は、受付業務を行うこと。」と記載ありますが、受付時間外の対応頻度や時間について実績をご教示ください。</p> <p>例：年間●回、年間累計●時間程度</p>	<p>閲覧資料「トラックスケール日報」をご参照ください。</p>
12	4-1	第4章		2.6)	車両等の仕様(1)	<p>「本施設における運搬車両については、車高3m以下（パッカー車は不可）等、施設に支障のない車両を選定すること。」と記載ありますが、事業者で選定する重機や車両は市殿の所有物を無償で貸与いただくとの理解でよろしいでしょうか。また、現状市殿で使用されている車両の用途並びに仕様及び台数についてご教示ください。</p>	<p>前段について、ご理解のとおりです。後段について、車検証又は点検票を閲覧資料として提示します。</p>
13	4-2	第4章		4.1)	搬入管理	<p>市道40014号線からプラットホームまでの誘導配置人員および、プラットホームの対応配置人員について、繁忙期の配置人数と配置時期・配置時間をご教示ください。</p>	<p>市道からプラットフォームまでの配置人数は8名、プラットフォームは7名としています。配置時期は大型連休期間、お盆期間、年末年始の受入日、祝日の午前中となります。配置時間は受付時間内に並んだ車両の受付が終了するまでとなります。</p>

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見	回答
14	4-2	第4章		4.7) 4.8)	搬入管理	「事業者は、市が収集する可燃物の中から受入禁止物やリチウムイオンバッテリー含有廃棄物を発見した場合、市に報告し、市の指示に従うこと」と記載ありますが、受入禁止物の一時保管のみが事業者の業務範囲とし、外部搬出や処理は含まないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	4-2	第4章		4.9)	搬入管理	「事業者は、市が行うプラットホーム内での搬入検査（1回/月以上）に対して協力すること。」と記載ありますが、想定される検査の対象車両（粗大ごみ収集車両等）・対象台数・検査所要時間のご教示をお願いいたします。	委託業者車両及び許可業者車両が対象となり、検査時間は午前又は午後1時間程度とします。検査時間内の搬入車両（委託車両全車、許可業者車両はランダムに選定）で検査可能な台数が対象となります。
16	4-2	第4章		5.1)	適正処理	「当該廃棄物の処理に係る費用は、全て事業者が負担し、当該廃棄物を本施設で再度処理する場合であっても、市は一切の費用を負担しないことに留意すること。」と記載ありますが、市殿が運営をされている中で発生した事象も含め、どのようなケースを想定されているかについて具体的な内容のご教示をお願いいたします。	関係法令、公害防止条件等を遵守できず、本施設からの搬出物が受け入れられなかった場合等が想定されます。
17	4-3	第4章	8		有効利用施設への運搬等	「事業者は、本施設より搬出されるペットボトル圧縮成型品、新聞、雑誌、乾電池、スチール缶プレス品、アルミ缶プレス品、ガラスカレット等を市が本施設より搬出する際の積込み作業を行うこと。」と記載ありますが、積込み作業で使用する車両等は事業者が選定し、購入等は所掌範囲外と考えるとよろしいでしょうか。維持管理費用算定のため、現状市殿で使用されている車両用途並びに仕様及び台数等のご教示をお願いいたします。	前段について、事業者が希望する場合は車両は無償貸与とします。ただし、貸与期間中は事業者の責任と費用負担の下、維持管理も含めて使用してください。後段について、車検証又は点検票を閲覧資料と提示します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見	回答
18	5-4	第5章		7.	施設の保全	<p>「事業者は、本施設の照明・採光設備，給排水衛生設備，空調設備，緑地等の管理・点検を定期的に行い，適切な修理交換等を行うこと。」と記載ありますが，事業対象施設の「照明・採光設備，給排水衛生設備，空調設備，緑地等の管理・点検・補修」実績（複数年度分の施設毎の契約業者名・契約税別金額・概略契約内容）をご教示いただくか，閲覧資料（撮影許可あり）として提示をお願いいたします。</p> <p>事業対象施設：工場棟（ごみ焼却処理施設・粗大ごみ処理施設・動物焼却炉）と計量棟，資源化物貯留ヤード棟（ペットボトル結束機・その他設備），管理棟，手洗車場，車庫，植栽・外構・駐車場，リサイクル展示室（環境センター），余熱利用配管，搬入路，たちばな荘跡地公園（池ポンプ，庭園ポンプ含），上野ストックヤード（空缶選別プレス機，ガラスストックヤード）</p>	閲覧資料として提示します。
19	8-1	第8章	3		植栽管理	<p>「植栽管理計画を作成し，市の承諾を得ること。」と記載ありますが，現状植栽と植栽管理実績（剪定・薬剤散布・水撒き回数等）をご教示ください。</p> <p>また，以下各項目についてもご教示ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内の花壇の花の植替え等は市殿で実施されるとの考えてよろしいでしょうか。</li> <li>・たちばな荘跡地について植栽管理以外の業務内容があればご教示ください。</li> <li>・上野ストックヤードは植栽管理業務は発生しないとの考えてよろしいでしょうか。</li> </ul>	閲覧資料として提示します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見	回答
20	7-2	第7章		5. 6.	環境保全報告 作業環境保全 報告	事業対象施設の環境・作業環境測定業務は事業者の所掌範囲と考えてよろしいでしょうか。また事業対象施設の分析項目、頻度のご教示をお願いいたします。 項目例：排ガス・排水・主灰・飛灰処理物・騒音・振動・悪臭・作業環境中DXN濃度・土壌DXN濃度 頻度例：年間●回（●●水槽，●●●室）	前段について、ご理解のとおりです。 後段について、現行の項目・頻度については、維持管理関係の閲覧資料をご参照ください。
21	8-2	第8章		6.	見学者対応	「事業者は、見学者の受付を行い」と記載ありますが、事業者が行う見学者の受付業務とは、見学日当日の見学者の出迎え及び見学者の記録業務と考えてよろしいでしょうか。	左記の他、見学者用パンフレットの作成、当日使用する見学者用パンフレットの用意、見学の案内も含まれます。なお、見学の予約受付については市で行います。
22	8-2	第8章		6.	見学者対応	「事業者は、見学者の受付を行い」と記載ありますが、見学受入日時、年末年始・土日祝日等の見学受入の有無、来場実績（月毎のの来場団体数、来場人数）、想定来場最大人数のご教示をお願いいたします。	閲覧資料として提示します。
23	8-2	第8章		8.	車両案内	「周辺道路の交通規制等を行う場合は、事業者が、警察等関係機関へ届出を行うこと」と記載ありますが、「周辺道路」とは要求水準書（管理運営編）1-6 図1-1 西貝塚環境センター 施設配置図に示される市道40014号線であり、当該道路の交通誘導は、事業者の所掌範囲と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見	回答
24	-	-	-	-	-	事業対象施設の「精密機能検査及び植栽・緑地管理業務、居室・構内清掃委託業務の実績（複数年度分の施設毎の契約業者名・契約税別金額・概略契約内容）」をご教示いただくか、閲覧資料（撮影許可あり）として提示をお願いいたします。	閲覧資料として提示します。
25	-	-	-	-	-	事業対象施設の「全重機の維持管理に係る契約（突発対応分含）、全重機の燃料銘柄・使用量の実績（複数年度分の施設毎の契約業者名・契約税別金額・概略契約内容）」をご教示いただくか、閲覧資料（撮影許可あり）として提示をお願いいたします。	閲覧資料として提示します。
26	-	-	-	-	-	事業対象施設の「環境測定・作業環境測定に係る契約の実績（複数年度分の施設毎の契約業者名・契約税別金額・概略契約内容）」をご教示いただくか、閲覧資料（撮影許可あり）として提示をお願いいたします。	閲覧資料として提示します。
27	-	-	-	-	-	事業対象施設の「予備品・消耗品に係る調達実績（複数年度分施設毎、業者名・税別金額・概略契約内容）」をご教示いただくか、閲覧資料（撮影許可あり）として提示をお願いいたします。	閲覧資料として提示します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見	回答
28	-	-	-	-	-	事業対象施設の「建築設備（防消火設備・エレベータ設備・ガス設備・見学者設備・建築電気設備・建築物・外構設備・池ポンプ・庭園ポンプ等）の維持管理に係る契約実績（複数年度分施設毎，業者名・税別金額・概略契約内容）」をご教示いただくか，閲覧資料（撮影許可あり）として提示をお願いいたします。	閲覧資料として提示します。
29	-	-	-	-	-	事業対象施設の「電気に係る契約実績（複数年度分施設毎，契約種別・契約電力・使用量実績）」をご教示いただくか，閲覧資料（撮影許可あり）として提示をお願いいたします。	閲覧資料として提示します。
30	-	-	-	-	-	事業対象施設の「上下水・井水に係る契約実績（複数年度分施設毎，契約口径・使用量実績）」をご教示いただくか，閲覧資料（撮影許可あり）として提示をお願いいたします。	閲覧資料として提示します。
31	-	-	-	-	-	事業対象施設の「中圧ガス・低圧ガスに係る契約実績（複数年度分施設毎，契約種別・基本料金実績・従量料金単価実績・使用量実績）（動物焼却炉分は個別に）」をご教示いただくか，閲覧資料（撮影許可あり）として提示をお願いいたします。	閲覧資料として提示します。
32	-	-	-	-	-	事業対象施設の「用役（燃料・薬剤・油脂類・運転資材類）の使用量実績（複数年度分施設毎，銘柄・年間使用量）（動物焼却炉分は個別に）」をご教示いただくか，閲覧資料（撮影許可あり）として提示をお願いいたします。	閲覧資料として提示します。